

子ども伝承活動ふるさと塾 出前講座・研修会 実施要項

令和7年4月
山形県教育局
生涯教育・学習振興課
最上教育事務所

- 1 目 的
 - (1) 地域で子どもたちへ地域文化の伝承を行っているふるさと塾活動賛同団体（以下賛同団体とする）が、他団体（賛同団体同士を含む）との研修会・交流会を通して今後の賛同団体活動の活性化を促す。
 - (2) 学校・団体における文化伝承活動のレベルアップや学校・団体が抱える課題を解決するために、講師を招聘して専門的な視点から指導・助言を受けることにより、技能の向上や活動内容の充実を図る。
- 2 主 催 山形県教育委員会
- 3 主 管 各教育事務所
- 4 募 集 数 10団体程度（県全体で40団体程度）
- 5 対 象 文化伝承活動に取り組んでいる学校や団体等
（賛同団体に登録していない団体を講師とする場合は、出前講座を機会にふるさと塾活動賛同団体に新規登録すれば、実施可能とする。）
- 6 内 容 学校が総合的な学習の時間やクラブ活動等で行う文化伝承活動に講師を招聘する場合、また、団体が地域との連携を強化する等の目的で講師を招聘する場合、その経費（講師謝金等）の全部または一部を県が負担する。
 - (1) 学校に招聘する講師は賛同団体に所属する地域人材を中心に選定する。
 - (2) 講師謝金については予算の範囲内で支給する。
 - ・謝金の単価上限額 1時間 2,500円／1人
 - ・出前講座を開催する場合1つの学校・団体当たりの上限額 20,000円
 - ※なお、金額については実施回数や講師の人数等を考慮し、上記上限額の範囲内で各教育事務所が決定する。
 - (3) 謝金及び旅費は所得税法第204条第1項第1号の税率を適用し、源泉徴収した金額を県が各教育事務所を通して講師へ直接支払う。講師が複数名の場合下記いずれかの対応となる。
 - ① 個人のそれぞれの口座に振込
 - ② 代表者の口座に振込（代表者以外の講師は振込に係る委任状を提出する）
 - (4) 出前講座や研修会は教育事務所が定めた月から3月までの実施を対象とする。
 - (5) 開催時間は2時間を目安とする。ただし、団体の実情や要望に応じて柔軟に対応する。

7 手 続 き

※下図参照

～出前講座（研修会）実施まで～

- (1) 出前講座（研修会）を希望する学校・団体は、申請書（様式1）を各教育事務所社会教育課長あてに提出する。
- (2) 教育事務所社会教育課（以下教育事務所）は申請書の内容を精査し、決定した講師に依頼書（様式2）等の書類を送付する（申請した学校・団体を經由して送付してもよい）。申請した学校・団体には（様式3）を送付する。
- (3) 依頼された講師は教育事務所に口座振込に係る書類等（教育事務所作成の様式）を提出する。

～出前講座（研修会）実施後～

- (4) 教育事務所は、出前講座の講師または学校・団体から課題や活動の内容、活動の成果等の情報提供を受けて取りまとめ、実施報告書（様式4）を実施後30日以内に作成する。
- (5) 教育事務所は謝金等を講師へ支払う。
- (6) 教育事務所は報告書（様式4）を生涯教育・学習振興課へ提出する。

8 申請締切

令和7年5月30日（金）

上記期日まで当該教育事務所に必着とします。申請状況によっては追加募集を行う場合があります。

9 その他

- (1) 申請の手続き等、詳細については各教育事務所が地域の実態を考慮して決定します。
- (2) より多くの学校・団体に本事業の活用を促すため、新規申し込みの学校・団体を優先いたします。
- (3) ふるさと塾活動賛同団体に登録していない団体を講師とする場合については、賛同団体への新規登録申請後に出席講座等の申請を行っていただきます。

